

の過半を集積する必要があり、利用権の設定等を通じて過去10年間の実績の2～3倍に相当する農地の流動化を行うため、農業経営基盤強化促進法等の積極的運用を図る。同時に、作業効率の向上、労働時間の短縮に資する大区画は場整備等の高生産性農業基盤整備等を重点的かつ加速的に推進するとともに、生産性向上、高付加価値化等を支える生産現場に直結する技術開発を加速する。このほか、市場や消費者との情報交流、技術情報等の幅広い収集・分析を可能とする情報通信の高度化を促進するとともに、意欲ある農業者の規模拡大等に必要な資金の円滑な供給のための支援を行う。

(3) 国土・環境の保全と農業

農業・農村は、その適切な生産活動を通じ国土・環境保全に寄与しているが、近年、中山間地域等においては耕作放棄地が増加している。このため、農地の保全・管理と有効活用のための総合的な対策を講じる。また、生産性との調和を図りつつ環境への負荷軽減に配慮した環境保全型農業の確立・推進が重要であり、土づくりや生産技術の研究開発、家畜ふん尿のリサイクル、農業・化学肥料の節減等を進めるとともに、生態系の保全等に配慮した農村整備等を推進する。

(4) 流域管理システムの確立と持続可能な森林経営の推進

森林は、木材等の供給源であると同時に、国土・環境の保全、CO₂の吸収・固定、水資源のかん養、レクリエーションの場の提供等の公益的機能を有している。一方、林業は、木材価格の低迷、林業労働者の減少・高齢化等極めて厳しい状況にある。

このため、流域内の関係者の合意の下に民有林・国有林を通じた木材の生産から加工・流通にわたる一体的連携による森林の流域管理システムの確立を図り、機械作業体系の確立、林道等道路網や加工・流通拠点の整備等を通じて木材の安定供給と供給コストの低減を図るとともに、森林の多面的機能を十分に発揮させる複層林や育成天然林等の多様な森林の整備を推進する。また、森林の公益的機能に対する国民の要請が高まる中、ボランティア等による国民参加の森づくりや第3セクターの活用等を通じて、森林の整備と山村の活性化を図る。国有林野事業については、組織機構の簡素化・合理化、要員規模の適正化等による経営改善を進める。

さらに、地球温暖化や熱帯林の減少等地球規模での環境問題が深刻化している。このため、世界の森林の保全と持続可能な経営の確立に向け、国連等の場での議論へ積極的に参加するとともに、国際協力や国内における取組の一層の推進を図る。

(5) 資源管理型漁業・つくり育てる漁業の一層の推進

水産業については、国内需要が堅調に推移している一方、生産量は国際漁業規制の強化や我が国周辺水域の資源水準の低下により減少している。このため、我が国周辺水域においては、漁業生産基盤の効率的な整備、漁業経営の体質強化と併せ、地域の漁業者による漁期・漁法の管理等を通じて資源の合理的利用を図る資源管理型漁業の実施・定着を推進する。また、生餌から配合飼料への転換を進める等漁場環境の保全に配慮した養殖業、種苗の生産・放流等により資源の維持増大を図る栽培漁業など「つくり育てる漁業」を積極的に推進する。さらに、国連海洋法条約に沿った漁業制度や生産体制の整備を図るとともに、海外漁業協力や国際協議の場等を通じて世界の海洋資源の持続的利用を進める。

水産物の流通・加工については、産地における流通・加工機能の高度化や、川上と川下の情報交流、水産物表示の適正化等により、消費者等のニーズに即した流通・加工体制を整備する。

IV. 活力ある地域社会の展開と必要な政策

1. バランスのとれた国土の発展

国土全体にわたって、交通・情報通信インフラ等の国土基盤の整備を進めることにより、各地域内及び地域間の交流条件を改善し、バランスのとれた国土の発展を推進する。

(1) 都市・農山漁村間の交流を通じた国土の有効利用

大都市における過密等の弊害を緩和するとともに、地方において活力ある地域経済の発展を可能とするため、各地域において拠点地域を中心とした広域的な特色ある経済・生活圏域を形成し、大都市から農山漁村までを含めた国土全体の交流条件を改善することにより、美しく快適な生活環境を有するバランスのよい国土の発展とその利用を図る。

(2) 交通・情報通信インフラ等の国土基盤の整備

都市・農山漁村間の交流をはじめ、圏域内の交流を円滑なものとし、地域の住民や企業が各都市に集積する様々な機能を相互に利用して活動することを可能とするために、地域において交通・情報通信インフラ等の整備を一層推進し、機能面において全国均質な発展基盤の提供を図る。

2. 東京一極集中の是正

我が国が今後とも世界経済の中で主導的役割を果たしていくためには、東京圏が中枢機能の純化を図り世界を代表する都市圏として発展していく必要がある。なお近時、東京圏においては、地方との地域間経済格差の縮小もあって人口が転出超過になるなど、一極集中の進行は沈静傾向にあるので、この機会をとらえて、生活環境の改善を一層推進する必要がある。

(1) 世界を代表する都市・東京の役割

東京は、政治・行政の中心であるのみならず、経済、学術、文化、情報、ファッション等あらゆる分野の高次都市機能が生まれ、集積している。こうした高度の集積を背景に、東京は世界とのネットワークを形成しつつ、世界を代表する都市の一つとしての地位を築いてきた。しかし、この大規模な集積は、同時に高い地価、遠・高・狭の住宅事情、長距離化と混雑が続く通勤・通学、深刻な交通渋滞、行き詰まりつつあるゴミ処理問題など、多くの歪みと非効率を生み出している。今後とも、東京が世界を代表する都市としての地位を確保し、さらに効率の高い経済活動の場として発展していくためには、豊かな生活圏としての再生を図りつつ、金融・情報・文化活動・国際拠点機能等の中枢機能の機能純化を図る必要がある。

このため、既成市街地の整備、都心部の居住機能の回復、豊かな自然とコミュニティの形成等により生活環境の再生を図りつつ、東京内部においては臨海副都心を含む副都心等への機能再配置を、東京圏においては多極法等に基づき、大宮・浦和地区や横浜など業務核都市等への機能再配置をさらに推進することで、圏域としての中枢性の維持と効率性の向上を図る。あわせて、円滑な交流に資する高速交通、高度情報通信などの経済発展基盤の一層の整備を進め、ランドデザインとしての多核多圏域型の都市構造の構築を推進する。さらに、金融の自由化・国際化を推進し、国際金融センターとしての我が国金融・資本市場のより一層の効率化・活性化を図る。

これら施策の推進により、東京が21世紀においても世界中から、情報、資本等の集まる国際中枢都市としての輝きを発揮することを可能とする。

(2) 首都機能移転と業務の分散

一極集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、国会等の移転に関する法律に基づき、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会や行政・司法に関する機能のうち中枢的なものの東京圏外への移転の具体化について、積極的に検討を進める。

また、行政、経済、文化等の諸機能が全国にわたり適正に配置され、それぞれの地域が有機的に連携しつつ、その特性をいかして発展するよう、首都圏から特に地域の拠点となる地方中枢・中核都市等へ、高度な専門性と創造性を必要とする産業・業務機能の分散を図る。

3. 地域経済の発展

首都圏以外の都市圏では、特に地方中枢・中核都市を中心に、人口・産業等の集積が進みつつあり、広域的な経済・生活圏が形成され、圏域内及び相互間の交流により発展している。この背景として、地方都市圏における雇用、所得、地価、諸物価等を総合的に評価した場合、地方の生活水準が中央に近づきつつある傾向があり、地方定住の条件が整いつつあるといえる。

今後、さらに地域経済を発展させるためには、地方分権・分散及び規制緩和等の施策を総合的に推進し、地域における企業や個人のイニシアティブをいかすことが重要である。また、情報化等全国共通の生活・交流基盤の整備等を図りつつ、多様な就業機会の創出や教養・文化基盤の充実等を進め、首都圏と同水準の都市機能の享受を可能とすること等により、豊かな経済・生活圏の形成を一層推進し、UJIターン等の推進によって、地方定住志向を定着させる必要がある。この場合に、東京を経由しない国際化を視野に入れた地方経済の発展を図ることも必要である。

(1) 地域間経済格差の現状

東京都と地方の経済格差は、昭和50年代後半から60年代にかけて拡大してきたが、平成元年を境に4年にかけて縮小に向かってきており、東京圏における人口の転出超過にも影響を与えている。この格差縮小は、東京圏におけるバブル崩壊の影響がある一方で、戦後ほぼ一貫して推進されてきた工業等の地方分散政策及び全国的に進展したインフラ整備の成果を示すものであり、今後とも適切な施策を持続的に講じ、全国的な産業構造の転換等に的確に対応することにより、当面の間継続するものと考えられる。

(2) 広域的な経済圏の発展

こうした地域間経済格差の縮小のなかで、地域の国際化をも念頭においた交通・情報通信インフラの整備や諸機能の地方中枢・中核都市等への集積が進み、これら地方中枢・中核都市を中心に人、モノ、情報等が広範囲に交流する広域的な経済活動圏域が成長しつつある。

近年における地方の経済圏域の成長を支えているのは、企業所得の確保とこれによ

る雇用の確保であり、今後さらに対個人サービス、対地方政府サービスのみならず、事業所向けサービスの成長による多様な雇用機会の創出など、第三次産業を視野に入れた総合的な雇用吸収力を地方圏で持続的に確保していくことが不可欠である。このためにも広域的な観点から、頭脳立地法・地方拠点法等に基づき、地域の拠点となる地方中枢・中核都市等の地域において、本社機能をはじめ、企画・管理、研究開発、都市的サービス等の高度な専門性と独創性を必要とする業務の育成・誘致を図り、地域経済の高度化の推進を図る。

また、地方中小都市等を含むその他の地域については、産業構造の転換のなかで地域の産業等既存の集積をいかしつつ、研究開発基盤等を整備し、先端的な産業の育成・誘致を進める。さらに、地域において高度な専門技術をいかし、相互に連携して生産活動を行う中小企業の集積は地域産業の基盤を形成するものであり、積極的にその育成に努める。

(3) 地域経済の成長と国際的な産業再配置

従来、地方経済の成長は工業団地等の誘致により支えられてきた面が強かった。しかし、労働、土地、中間投入等の高コスト構造に加え、円高等の進行や東アジアの経済発展等により、企業の海外進出が進展するなど、企業が国を選ぶ時代を迎えた現在、地方経済は直接海外との競争に直面している。

このため、先端産業や研究開発及び地域の生活・産業に密接に結び付いた生活関連サービス、産業支援サービス等の業務を行う企業の誘致・育成や、各々の都市の規模と経済条件に応じた産業・機能の集積を図るとともに、高コスト構造の是正や中長期的な経済発展を見据えたインフラの整備等により、グローバル化の進展に対応した国際的にも魅力のある産業立地環境を実現することが必要である。

また、このような状況は別の評価をすれば、アジア地域における各国の経済発展を背景として、国際的分業体制の再構築が一層進展すると見込まれる中で、地方の企業が高度な専門的製造技術を基に、多品種小ロットの製品を生産する都市型加工・組立製造業の集積を進めること等により、こうした新たな国際経済体制の一翼を担うことも視野にいれ、積極的かつ長期的なビジョンのもとに対応する機会としてとらえることもできる。

したがって、地域の企業が事業の転換を図る場合あるいは海外へ展開する場合、これを地域経済の発展のための積極的な事業展開として捉え、政策的に支援する。他方

で、地域の企業が海外へ展開しても制度の違いや慣習等の理解不足などから行き詰まる場合もあることから、行政等において情報の収集・提供等を通じ、適切にガイドする必要がある。

(4) 地方分権、規制緩和の推進

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現のため、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理することを基本として、地方分権を推進する。また、行政における企画的な業務等を分散させることにより、地域における高度で魅力的な就業機会の提供に結び付け、地域ニーズにあった自立・地域密着型の地域運営を可能にする。さらに、情報通信、流通等の規制緩和を進めることにより、地域における新たなビジネスチャンスの創出を図る。あわせて、地方学習拠点等を活用し、地域の運営に自ら責任を持つ自立した人材を育成し、そのイニシアティブをいかした産業の振興を推進する。

(5) 情報化の推進と地域振興

大容量・双方向の通信を可能とする高度な情報通信は、テレワーク等の新たな就業形態を生み出し、遠隔地においても、距離と時間に制約されることなく産業・業務の立地を可能とするなど、新規事業のビジネスチャンスを創出するものである。特に、今後は音声、データ、映像など多様な形態の情報をいつでも、どこでも、相互に送受信できる高度情報通信社会が到来することが予想されるが、これは、娯楽、ショッピング、文化・芸術等のサービスを、全国どこでも享受し、また提供することが可能となるなど、地方の産業・業務が多様な発展を遂げる契機となりうるものである。このため、地方圏において、光ファイバー網や先進的なアプリケーション等の高度な情報通信インフラの整備を推進することにより、地域産業の高度化・効率化を図るとともに、現在首都圏等の大都市圏に集積しているこれら都市型サービスや本社等の中枢機能、その他の専門的・独創的な産業・業務の地方圏への分散を図る。

また、高度な情報通信インフラを利用して、医療、教育、研究、道路交通等の情報化を進めることは、地域の住民に大都市と変わらない便利な都市機能を提供し、豊かで、安心できる生活を実現するものである。情報通信利用分野における諸規制の見直しやサービス手法の開発支援等を積極的に推進する。

4. 農山漁村地域の活性化

農山漁村地域、特に中山間地域においては、人口の自然減と高齢化の進行が顕著であり、人口減少に歯止めをかけることが地域活性化の前提として必要である。このため、農林水産業をはじめ多様な就業機会を確保するとともに、都市に比べ遅れている生活環境基盤の効率的・効果的整備を図る。また、地域の特色をいかした都市との交流を進める。

(1) 多様な就業機会の確保

農山漁村、特に人口の減少と高齢化が著しい中山間地域においては、消費者・食品産業等の幅広いニーズを踏まえ、地域の自主性にに基づき、多様な経営が相互に連携しつつ、地形、気象条件、文化・伝統等地域ごとの条件をいかした特色ある農林水産業を展開する。このため、コスト意識・マーケティング能力の向上、地域としての取組の促進、これをリードする人材の育成、新規参入の環境整備を進め、地域特産品のブランド化や新規作物の導入等を通じて地域の活性化を図る。また、農林水産業以外の就業機会の確保のため、食品加工業を含む製造業や観光業等、業種間での連携にも配慮した多様な就業機会の創出や、近隣都市への就業等を容易にするアクセスの改善を促進する。

(2) 生活環境基盤の効率的・効果的な整備

農山漁村の人口減少に歯止めをかけるため、関係省庁の密接な連携及び国と自治体の適正な役割分担の下に、生活排水処理施設、医療体制等都市に比べ遅れている生活環境基盤の効率的・効果的整備を進めるとともに、経済活性化にも役立つ情報通信の高度化を促進する。

(3) 都市と農山漁村との交流

農山漁村のアメニティに対する都市住民の需要が高まっていることを踏まえ、地域の文化や良好な環境の保全・形成に対する地域住民を中心とした取組を促す。また、農山漁村での滞在型余暇活動のための条件整備等、地域の特色をいかした都市との交流の促進を通じ、農山漁村の活性化を促す。

V. 災害等緊急事態に対応した経済社会システム等の構築

1. 災害対策の基本的方向

我が国は災害列島であり、これまでも、国土保全事業の積極的推進、防災体制の充実等により、災害による被害の軽減に努めてきた。今後とも、これらの施策を引き続き推進するとともに、一般の阪神・淡路大震災による大規模な被害の経験にかんがみ、災害による被害を最小化する観点から、あらかじめ、経済システムを支える災害に強い国土の形成や防災体制の整備を図る。

2. 災害対策の推進

今後とも我が国において発生が予想される地震、台風、火山噴火、異常高温等の災害への対応を図るため、防災インフラの整備や災害に迅速に対応できるシステムの構築等を進める。特に震災については、あらかじめ以下の対策を講ずる。

(1) 災害の予防に関する取組

① 国土構造における防災性の向上

大都市圏に集中した経済的な中枢機能の防災性を向上させるとともに、幹線交通網・情報通信網の整備を進め、人口・機能を分散させることにより、経済的リスクの軽減を図る。また、国土構造の形成において、防災インフラの整備を図る。この場合、各種ネットワークシステムの多重化を一層進めるとともに、ゆとりをもたせた構造、いわゆるリダンダンシーの発想の導入を行う。

② 災害に強いまちづくりの推進

災害に強いまちづくりを推進するため、コストの増大と防災能力の向上との関係を勘案しつつ、既存の構造物に係る耐震性の点検・補強、新設の構造物に係る耐震性の確保、耐震基準の整備等を図る。また、防災拠点としての防災安全街区、都市公園、幅員の広い道路等の整備や木造密集市街地の解消を、住民の意見を取り入れつつ進める。さらに、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ

進める。

③ 防災マニュアルの充実

国等において、大地震による被害想定の見直し、初動期の対応等の観点からの各種防災計画の見直しを行うとともに、自治体相互間の広域応援体制の充実・強化を図る。また、民間企業等においても、特に通信・物流等の確保に留意しつつ、緊急時の対策マニュアルの見直し等を推進する。さらに、国民個々の自主防災を支援するため、国等において自主防災マニュアルを作成し、その充実・普及に努める。

④ 地震予知の調査・研究等の推進

地震予知の調査・研究の充実や観測施設の整備等により、災害予知能力を向上させる。また、防災対策に関する研究開発を推進する。

(2) 災害発生時の活動に関する取組

① 災害発生時における情報の収集及び伝達の充実

防災関係通信の充実等による被災状況、災害規模等に関する情報収集の迅速化、官邸等への情報伝達の迅速化や災害対策に係る指示の一元化等により、被害の最小化を図る。また、情報伝達手段については、通信衛星等による無線ネットワークやパソコンネットワークを活用するなど、その多様化を図る。

② 応急対策の充実等

応急対策を迅速に行うため、警察・消防・自衛隊・海上保安庁等防災関係機関の連携の強化等により、緊急時における輸送路や情報通信の早期確保を図る。また、地域において、食料、飲料水等の備蓄を充実させるとともに、防災訓練の強化やプライマリー・ケアに関する知識の普及等により、国民の自主防災能力を向上させる。さらに、ボランティア活動に対する支援の強化やその活動の一層の円滑化を図る。

(3) 災害復旧・復興に関する取組

被災地においては、被災市街地の迅速な復旧・復興を図るほか、工場等の操業の早期再開のための支援、産業関連基盤の整備、新産業の創出等により、その経済の円滑な回復を図る必要があり、国等はそれに十分に配慮する。また、災害の経済的影響に関するマクロ分析をあらかじめ行う必要がある。